

## 中国 貿易管理制度－輸入品目規制

2019年1月15日更新

## 1. 輸入禁止品目の管理

『対外貿易法』（1994年7月1日より実施、2004年7月1日改正実施、2016年11月7日改正実施。<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/date/i/k/u/200412/20041200320335.html>、[http://www.caac.gov.cn/XXGK/XXGK/FLFG/201611/t20161117\\_40678.html](http://www.caac.gov.cn/XXGK/XXGK/FLFG/201611/t20161117_40678.html)）は、輸入が禁止される貨物と技術の原則を規定している。

- (1) 国家安全や社会公共利益、公共道徳を維持するため、輸入を禁止すべきもの
- (2) 人間と動植物の生命または健康を保護し、環境を保護するために輸入を禁止しなければならないもの
- (3) 金と銀の輸出入措置実施のために輸入を禁止すべきもの
- (4) 法律・行政法規に従い、輸入を禁止すべきもの
- (5) 中国が締結しまたは参加した国際条約、協定の規定に従い、輸入を禁止すべきもの

『中国輸出入禁止物品表』（1993年3月1日より実施。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab517/info10510.htm>）、『輸入禁止貨物目録』（詳しくは後述）および『輸入禁止固体廃棄物目録』（2015年1月1日より実施。

[http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201412/t20141231\\_293678.htm](http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201412/t20141231_293678.htm)）、『輸入廃棄物管理目録』（2017年）の公布に関する公告（2017年12月31日より実施。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/726819/index.html>）などに基づき、主な輸入禁止品目は以下のとおり。

- (1) 動植物の病原体（バクテリア種、毒種などを含む）、害虫およびその他の有害生物
- (2) 動植物の疫病が発生・流行している国・地域の関連動植物、動植物製品とその他の検疫物
- (3) 動物の死体
- (4) 土壌
- (5) 中国との貿易が停止又は禁止されている国家・地域の貨物
- (6) 各武器、弾薬、爆発物および軍用需品（軍事ルートで利用する品物を除く）
- (7) 強力な毒薬や、麻酔剤、アヘン、モルヒネ、ヘロイン、コカインなどの麻薬
- (8) 虎の骨、サイの角
- (9) 一部の中古のボイラー・機械・機器
- (10) 人、豚、馬など人間と動物の毛の廃棄物、毛皮の滓
- (11) 一部の化学品、ごみ、工業廃棄物
- (12) 金属類鉱物の灰と滓
- (13) 廃棄電池
- (14) 廃棄薬物
- (15) 廃棄ゴム、皮革
- (16) 廃棄特殊紙
- (17) 廃棄繊維原料と製品
- (18) 廃棄ガラス

- (19) 金属と金属化合物の廃棄物
- (20) 廃棄機械電気製品、設備、未分別部品、解体部品、毀損部品、破碎部品
- (21) 生活由来廃棄プラスチック（8品目）
- (22) 分別されていない雑がみ（1品目）
- (23) 紡織原料の廃棄物（11品目）
- (24) バナジウムスラグ（4品目）

『輸入禁止貨物目録』

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/200302/20030200067558.shtml> : 第1回、2001年12月20日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200404/20040400210013.html> : 第2回、2002年1月1日より実施)

([http://www.fdi.gov.cn/1800000121\\_23\\_67595\\_0\\_7.html](http://www.fdi.gov.cn/1800000121_23_67595_0_7.html) : 第3回、2002年1月1日より実施。2008年3月1日より、『輸入禁止固体廃棄物目録』の発効によって廃止)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/200404/20040400205769.shtml> : 第4、5回、2002年8月15日より実施。2008年3月1日より、『輸入禁止固体廃棄物目録』の発効によって廃止)

(<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200602/20060201575919.html> : 第6回、2006年1月1日より実施)

『クロロフルオロカーบอนを冷却材・発泡剤とする家電製品の生産・販売・輸出入の禁止に関する公告』（2007年9月1日より実施。[http://www.gov.cn/gzdt/2007-06/22/content\\_657648.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2007-06/22/content_657648.htm)）に基づき、クロロフルオロカーบอนを冷却材・発泡剤とする家電製品とクロロフルオロカーบอนを冷却材とする家電製品向けのコンプレッサーの輸入が禁止される。

『ラクトパミンと塩酸ラクトパミンの輸出入禁止に関する公告』（2009年12月9日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200912/20091206656973.html>）に基づき、ラクトパミンと塩酸ラクトパミンの輸入が禁止される。

『水銀含有量が電池重量の0.0001%を上回るアルカリマンガン乾電池の輸入禁止に関する国家品質監督検査検疫総局の公告』（2006年1月1日より実施  
<http://www.hiciq.gov.cn/index.php?m=content&c=index&a=show&catid=318&id=3302>）：2006年1月1日より水銀含有量が電池重量の0.0001%を上回るアルカリマンガン乾電池の輸入を禁止する。

『象牙およびその製品の輸入一時禁止に関する事項についての公告』（2016年3月20日より実施  
<http://www.forestry.gov.cn/main/3457/content-880553.html>）：2016年3月20日から2019年12月31日まで、中国は次に掲げる象牙およびその製品の輸入を一時禁止する。

- (一) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約』（以下『条約』という）発効前において取得された象牙およびその製品
- (二) 『条約』発効後に取得されたアフリカの象牙彫刻品

(三) アフリカで狩猟を行った後に取得した狩猟記念品としての象牙

海外流出象牙文化財の中国国内への回帰および科学研究・教育、文化交流、公共展示、法執行・司法等の非商業目的のために象牙およびその製品を輸入する必要がある場合は、今回の輸入一時禁止の範囲外とする。

また、『中国輸入禁止・輸入制限技術目録（改正版）』（2007年11月22日より実施。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200712/20071205295018.html>）に基づき、林業、印刷業、金属、交通などの分野において一部技術の輸入が禁止される。

中国商務部・税関総署による『朝鮮原産石炭の輸入の本年度における一時停止に関する公告』（2017年2月19日より2017年12月31日まで実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201702/20170202518342.shtml>)

『商務部、税関総署公告2018年第4号——国連安全保障理事会の2397号決定の執行について』（2018年1月6日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201801/20180102694903.shtml>）に基づき、一部の食糧及び農産物について北朝鮮からの輸入を全面的に禁止する。これにはマグネサイト及び酸化マグネシウムを含む土及び石材、木材、機械、電気設備及び船舶が含まれる（製品目録については上記公告の附属資料を参照のこと）。

## 2. 輸入制限品目の管理

(1) 輸入が制限される貨物と技術

『対外貿易法』（1994年7月1日より実施、2004年7月1日改正実施、2016年11月7日改正実施。  
<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/date/i/k/u/200412/20041200320335.html>。  
[http://www.caac.gov.cn/XXGK/XXGK/FLFG/201611/t20161117\\_40678.html](http://www.caac.gov.cn/XXGK/XXGK/FLFG/201611/t20161117_40678.html)

）は、輸入が制限される貨物と技術の原則を規定している。

- ① 国家の安全や社会の公共利益、公共道徳を維持するため、輸入を制限すべきもの
- ② 人間と動植物の生命または健康を保護し、環境を保護するために輸入を制限しなければならないもの
- ③ 金と銀の輸出入措置実施のため輸入を制限すべきもの
- ④ 中国国内の特定の産業を育成・促進するために輸入を制限すべきもの
- ⑤ 農業、牧畜業、水産業のすべての製品につき輸入を制限する必要があるもの
- ⑥ 中国の国際的金融プレゼンスと国際収支バランスを保障するために輸入を制限すべきもの
- ⑦ 法律・行政法規に従い、その他輸入を制限すべきもの
- ⑧ 中国が締結しまたは参加した国際条約、協定の規定に従い、その他輸入を制限すべきもの

『原料として使用可能な輸入制限類固体廃棄物目録』（2017年12月31日より実施。  
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/726819/index.html>）に基づき、下記の5種類の廃棄物の輸入が制限される。

- ① 金属の溶解、精錬および精製により生じる金属含有廃棄物
- ② プラスチックの廃棄スクラップおよび端材
- ③ 古紙およびボール紙

- ④ 金属および合金スクラップ（金属性が強くばらけていない形態のもの。ばらけていない形態とは粉状の、泥状の、ちり状のまたは危険な液体を含有する固体状の廃棄物を指す）
- ⑤ 混合金属廃棄物（廃棄自動車のダイカストおよび廃船の混合金属廃棄物を含む）

『輸入廃棄物管理目録』の品目調整公告

(<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1770899/index.html>) に基づき、下記の廃棄物の輸入が禁止される。

- ① 2018年12月31日より廃棄金属、廃棄自動車のダイカストおよび廃船の混合金属廃棄物、金属の溶解、精錬および精製により生じる金属含有廃棄物、プラスチックの廃棄スクラップおよび端材などの16種類の廃棄物は、『輸入禁止固体廃棄物目録』に収録され、輸入禁止とされる。
  - ② 2019年12月31日より合金スクラップ、廃棄チタンの端材、廃棄材木の端材などの16種類の廃棄物は、『輸入禁止固体廃棄物目録』に収録され、輸入禁止とされる。
- また、2019年7月1日より、鉄スクラップ、銅スクラップ、アルミスクラップ等の8種類の廃棄物は『輸入制限固体廃棄物目録』に収録され、輸入が制限される。

『中国輸入禁止・輸入制限技術目録（改正版）』（2007年11月22日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200712/20071205295018.html>) に基づき、農業、食品加工、紡績などの分野において一部技術の輸入が制限される。制限類技術は許可証管理の対象となる。

『2004年輸入制限機械電気製品目録』（2004年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/200401/20040100170151.shtml> ) は特定の種類の自動車の輸入を制限している。

『輸入禁止中古機械電気製品目録の調整』（2019年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202821859.shtml>) は特定の種類の中古機械電気製品の輸入を禁止している。

## (2) 輸入制限の措置

『貨物輸出入管理条例』（2002年1月1日より実施。

[http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content\\_61769.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61769.htm)) に基づき、輸入制限品目の管理には、輸入割当管理と輸入許可証管理がある。

### ① 輸入割当管理

数量が制限される輸入品目に対して、輸入割当管理が実施される。輸入割当品目の目録と割当数量は毎年公布され、輸入者はそれらの品目を輸入する際に事前に割当分配限度を取得する必要がある。輸入割当配分の方法は、輸入品目によってそれぞれ決められる。輸入割当許可証を用いて通関手続ききを行う。

『農産物輸入関税割当管理暫定方法』（2003年9月27日より実施。

[http://www.fdi.gov.cn/1800000121\\_23\\_66893\\_0\\_7.html](http://www.fdi.gov.cn/1800000121_23_66893_0_7.html))、『豆油、パーム油、アブラナ油輸入税関割当と輸入国営貿易管理の廃止と、自動輸入許可証の実施』（2006年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/200512/20051201000816.shtml>)に基づき、小麦、トウモロコシ、米、砂糖、綿花、羊毛およびモールの輸入は関税割当管理を実施される。

『化学肥料輸入関税割当管理暫定方法』（2002年2月1日より実施。

[http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content\\_61840.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61840.htm))に基づき、化学肥料（尿素、リン酸二アンモニウム、複合肥料）の輸入は関税割当管理を実施される。

『中国の輸出入がコントロールされるオゾン層消耗物質目録』（第一回。2000年4月1日より実施）に明記されたオゾン層消耗物質は、輸入割当管理が実施される。

『2015年食糧、綿花輸入関税割当数量、申請条件と分配細則』

(2015年1月1日より実施。

[http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbgg/201412/t20141212\\_651977.html](http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbgg/201412/t20141212_651977.html))

『2015年砂糖輸入関税割当の申請と分配細則』

(2015年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201410/20141000759139.shtml>)

『2015年羊毛・モール輸入関税割当管理実施細則』

(2015年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201409/20140900745448.shtml>)

『2014年農産品輸入関税配当再分配公告』

(2014年8月24日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201408/20140800713057.shtml>)

『2015年化学肥料輸入関税割当総量、分配原則および関連手順』

(2015年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201410/20141000760001.shtml>)

『2015年農産品輸入関税配当再分配公告』

(2015年8月6日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201508/20150801076649.shtml>)

『2016年砂糖輸入関税割当の申請と分配細則』

(2016年1月1日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001139636.shtml>)

『2016年化学肥料輸入関税割当総量、分配原則および関連手順』

(2016年1月1日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001151570.shtml>)

『中国の輸出入がコントロールされるオゾン層消耗物質目録』（第一回)

(2000年4月1日より実施。

[http://www.mep.gov.cn/gkml/zj/wj/200910/t20091022\\_171968.htm](http://www.mep.gov.cn/gkml/zj/wj/200910/t20091022_171968.htm))

『2016年羊毛・モール輸入関税割当管理実施細則』

(2016年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201511/20151101161122.shtml>)

『2016年農産品輸入関税割当再分配公告』（2016年8月17日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201608/20160801383722.shtml>)

『2017年化学肥料輸入関税割当総量、分配原則および関連手順』

(2017年1月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201610/20161001412109.shtml>)

『2017年砂糖輸入関税割当の申請と分配細則』

(2017年1月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201610/20161001406993.shtml>)

『2017年ニュージーランド産羊毛とモール（織物の一種）、オーストラリア産羊毛輸入関税割当管理実施細則』

(2017年1月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201702/20170202518954.shtml>)

『2017年農産物輸入関税割当額再分配公告』

(2017年8月11日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201708/20170802630588.shtml>)

『2017年羊毛、トップ輸入関税割当額管理実施細則』

(2016年11月7日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201611/20161101687295.shtml>)

『2017年食糧輸入関税割当額申請受領条件および分配原則』および『2017年綿花輸入関税割当額申請受領条件および分配原則』

(2016年10月10日より実施)

([http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201610/t20161013\\_822471.html](http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201610/t20161013_822471.html))

『2019年化学肥料輸入関税割当総量、分配原則および関連プロセス』

(2019年1月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201809/20180902791870.shtml>)

『2019年羊毛、トップ輸入関税割当額管理実施細則』

(2019年1月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201810/20181002797940.shtml>)

『2019年砂糖輸入関税割当の申請と分配細則』

(2019年1月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201810/20181002794869.shtml>)

『2019年ニュージーランド産羊毛とモール（織物の一種）、オーストラリア産羊毛輸入関税割当管理実施細則』

(2019年1月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201901/20190102826575.shtml>)

## ② 輸入許可証管理

数量制限のない輸入制限品目に対して、輸入許可証管理が実施される。

輸入許可証管理品目の目録は毎年公布され、輸入者はそれらの品目を輸入する際に事前に輸入許可証を取得する必要がある。輸入許可証を用いて通関手続きききを行う。

『2018年輸入許可証管理貨物目録』に基づき、90税目（10ケタHSコード）の重点中古機械電気

製品および49税目のオゾン層消耗物質は輸入許可証管理が実施される。

農業、食品加工、紡績などの分野において、一部技術の輸入が輸入許可証管理の対象とされる。

『2018年輸入許可証管理貨物目録』（2018年1月1日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201712/20171202690531.shtml>)

『2018年貨物輸入許可証発給目録』（2018年1月1日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201801/20180102693327.shtml> )

核、生物、化学、ミサイルとラジオアイソトープなどセンシティブな物質と技術に関して、『両用物質と技術輸出入許可証管理方法』（2006年1月1日より実施）、『両用物質と技術輸出入許可証管理目録』（2015年1月1日より実施、2015年7月1日より改正実施）により、「監視化学品管理条例監視目録」に記載された物質（65項目）、覚せい剤に転用可能な化学品（45項目）、ラジオアイソトープ（8項目）が両用物質と技術輸入許可証管理の対象とされる。

『両用物質と技術輸出入許可証管理方法』（2006年1月1日より実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200512/20051201263308.html>)

『両用物質と技術輸出入許可証管理目録』（2015年1月1日より実施、2015年7月1日より改正実施、2017年1月1日より改正実施、2019年1月1日より改正実施）

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202821810.shtml>)

『ビジネス用暗証番号管理条例』（1999年10月7日より実施）に基づき作成された『暗証番号製品および暗証番号技術を持つ設備の輸入管理目録』に記載された製品は、すべて暗証番号製品および暗証番号技術を持つ設備許可証管理の対象となる。

『暗証番号製品および暗証番号技術を持つ設備の輸入管理目録』（2014年1月1日より実施。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab515/info693764.htm> )

『固体廃棄物輸入管理方法』（2011年8月1日より実施。

[http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201105/t20110520\\_210978.htm](http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201105/t20110520_210978.htm)）に基づき、『原料として使用可能な輸入制限類固体廃棄物目録』に記載された、原料に使える固体廃棄物の輸入は、輸入許可証の管理対象となる。

『原料として使用可能な輸入制限類固体廃棄物目録』（2015年1月1日より実施、2017年12月31日より改正実施。<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/726819/index.html>)

### 3. 自動輸入許可管理

輸入自由品目の一部商品に対して、輸入の状況を監視するために自動輸入許可証管理が実施さ

れる。自動輸入許可証管理品目の目録は毎年公布され、輸入者はそれらの品目を輸入する際に事前に自動輸入許可証を取得する必要がある。ただし、企業は自動輸入許可証を申請すれば、無条件に発給される。自動輸入許可証を用いて通関手続きを行う。

『貨物自動輸入許可管理方法』

(2005年1月1日より実施。 <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200501/20050100327887.html>)

『2016年自動輸入許可管理貨物目録』 (2016年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201512/20151201225329.shtml>) に基づき、牛肉、豚肉とその製品、羊肉、食肉用鳥、生乳、粉ミルク、大麦、モロコシ、いも、トウモロコシ酒粕、大豆、アブラナの種、豆粕、植物油、砂糖、煙草、ジアセテートトウ、銅精鉱、石炭、鉄鉱石、ボーキサイト、原油、製品油、酸化アルミニウム、化学肥料、鋼材などの非機械電気製品、および煙草機械、移動通信製品、衛星放送・テレビ設備とコア部品、自動車製品、飛行機、船舶、ゲーム機、蒸気タービン、エンジン (『輸出入税則』第87章以外に該当する車両用) とコア部品、水力タービンとその他動力装置、化学工業装置、食品機械、工事機械、製紙機械、紡績機械、金属製錬と加工設備、金属加工工作機械、電気設備、鉄道機関車、医療設備などの機械電気製品が自動輸入許可管理の対象となる。

『自動輸入許可類の原料に使える固体廃棄物目録』 (2015年1月1日より実施。

[http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201412/t20141231\\_293678.htm](http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201412/t20141231_293678.htm)) に基づき、原料として使える一部の木材、紙・ダンボール、金属の廃棄物くずは自動輸入許可管理の対象となる。

『特定機械電気製品輸入管理実施細則』 (2002年1月1日より実施)

(<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/date/i/k/v/ac/200212/20021200058696.html>)

『重要工業品自動輸入許可管理実施細則』 (2002年2月1日より実施)

(<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/date/i/k/v/ac/200212/20021200058688.html>)

『外商投資企業自動輸入許可管理実施細則』 (2002年2月8日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200403/20040300193173.html>)

『機械電気製品輸入自動許可実施方法』 (2008年5月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/swfg/swfgbf/201101/20110107352165.shtml>)

『2017年自動輸入許可管理貨物目録』 (2017年1月1日より実施)

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201612/20161202454762.shtml>) に基づき、牛肉、豚肉とその製品、羊肉、食肉用鳥、生乳、粉ミルク、いも、大麦、モロコシ、大豆、アブラナの種、植物油、砂糖、トウモロコシ酒粕、豆粕、煙草、ジアセテートトウ、銅精鉱、石炭、鉄鉱石、ボーキサイト、原油、製品油、酸化アルミニウム、化学肥料、鋼材などの非機械電気製品、移動通信製品、衛星放送・テレビ設備とコア部品、自動車製品、飛行機、船舶、ゲーム機、エンジン (『輸出入税則』第87章以外に該当する車両用) とコア部品、水力タービンとその他動力装置、化学工業装置、食品機械、工事機械、製紙機械、紡績機械、金属製錬と加工設備、金属加工工作機械、電気設備、鉄道機関車、医療設備などの機械電気製品が自動輸入許可管理の対象となる。

『一部の自動車製品の自動輸入許可管理の実施機関の調整について公告』 (2018年4月1日より



実施。<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1478398/index.html>)に基づき、商務省で実施されている一部の自動車製品の自動輸入許可が、現地政府、部門の電機製品輸出入弁公室で実施されることになる。

『貨物の自動輸入許可措置を調整する事項』（2019年1月1日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202816587.shtml>)に基づき、自動車製品、エンジンおよび主要部品、食品機械、紡績機械等の118のHSコード（6桁までは世界共通）の貨物に対する自動輸入許可措置が取り消された。また、HSコードが8704210000、8704310000である自動車製品に対し、自動輸入許可管理が適用されるようになる。

『2019年自動輸入許可管理貨物目録』（2019年1月1日より実施）  
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202819995.shtml>)に基づき、牛肉、豚肉とその製品、羊肉、生乳、粉ミルク、いも、大麦、モロコシ、大豆、アブラナの種、砂糖、トウモロコシ酒粕、豆粕、煙草、ジアセテートトウ、原油、製品油、化学肥料、煙草機械、移動通信製品、衛星放送・テレビ設備とコア部品、自動車製品、飛行機、船舶、食肉用鳥、植物油、銅精鉱、石炭、鉄鉱石、ボーキサイト、酸化アルミニウム、鋼材、建設機械、製紙機械、紡績機械、金属製錬と加工設備、金属加工工作機械、電気設備、医療設備が自動輸入許可管理の対象となる。

#### 4. 国営貿易管理

一部商品の輸入は国営貿易会社に限定される。国営貿易管理が実施される輸入品目の目録および国営貿易会社の名簿は公布され、原則としてそれ以外の企業はこれらの商品の輸入を経営してはならない。ただし『貨物輸出入管理条例』（2002年1月1日より実施）により、非国営貿易会社は国営貿易管理が実施される商品を、一定の数量以内に限り輸入することができる。

国営貿易管理が実施される輸入品目は、化学肥料、原油、製品油、糖、煙草、綿花と一部の食糧である。

『原油・製品油・化学肥料の国営貿易輸入経営管理試行方法』

(2002年8月17日より実施。[http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content\\_62652.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content_62652.htm))

『輸入国営貿易管理貨物目録』

(2001年12月11日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/200207/20020700031629.shtml>)

『2015年原油非国営貿易輸入枠、申請条件と申請手続き』

(2015年1月1日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201411/20141100787333.shtml>)

『2015年製品油（燃料油）非国営貿易輸入枠、申請条件、分配根拠と申請手続き』

(2015年1月1日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201410/20141000762888.shtml>)

『2016年原油非国営貿易輸入枠、申請条件と申請手続き』

(2016年1月1日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201510/20151001151573.shtml>)

『2016年製品油（燃料油）非国営貿易輸入枠、申請条件、分配根拠と申請手続き』

(2016年1月1日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201511/20151101155303.shtml>)

『2017年製品油（燃料油）非国営貿易輸入枠、申請条件、分配根拠と申請手続き』

(2017年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201611/20161101690249.shtml>)

『2017年原油非国営貿易輸入枠、申請条件と申請手続き』

(2017年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201612/20161202001147.shtml>)

『2019年原油非国営貿易輸入枠、申請条件と申請手続き』

(2019年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201809/20180902791827.shtml>)

## 5. 指定経営管理

輸入経営秩序を維持するためには、国務院対外経済貿易の主管部門は一定の期限内に一部商品の輸入に対し指定経営管理を実施することができる。

指定経営管理が実施される輸入品目は、天然ゴム、ベニア板、羊毛、アクリル繊維、鋼材である。

『輸入指定経営管理貨物目録』

(2001年12月11日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/bh/200301/20030100064126.html>)

## 6. 加工貿易管理

加工貿易の場合、輸入関連税（関税、増値税、消費税）が再輸出までに一時免除される。加工貿易の輸入商品は禁止類、制限類、許可類に分類・管理される。

(1) 禁止類商品は、加工貿易を行ってはならない。

『加工貿易禁止類商品目録』(2015年1月1日より実施。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201412/20141200846002.shtml>)により、1,871税目は加工貿易が禁止される。さらに、以下の商品も加工貿易禁止類に準じて管理される。

- ① 栽培・養殖の商品輸出のために輸入する種、苗、種畜、化学肥料、飼料、添加剤、抗生物質など
- ② 模倣銃器の生産・輸出。
- ③ その他輸出入禁止目録に盛り込まれた商品

『加工貿易禁止類商品目録に対する調整実施に関する公告』(2015年11月10日より実施。<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201511/20151101159729.shtml>):『商務部 税関総署 2014年第90号公告』の加工貿易禁止類商品目録中の、国家産業政策に合致し、高エネルギー消費、高汚染に該当しない製品およびかなり高い技術水準を有する製品を除外し、10桁の商品コードを合計で11個除外する。

『輸入制限類廃棄物の審査許可・管理の関連問題に関する通知』(2004年11月1日より実施。[http://www.zhb.gov.cn/gkml/zj/bgt/200910/t20091022\\_173894.htm](http://www.zhb.gov.cn/gkml/zj/bgt/200910/t20091022_173894.htm))に基づき、以下の7種類の廃棄物の加工貿易方式による輸入が禁止される。

- ① 滓、浮き滓、酸化皮膜とその他廃棄物

- ② 廃棄自動車の鉄鋼質プレスパート、鉄鋼を回収するための廃棄金属製品
- ③ 沈殿銅
- ④ 銅を回収するための廃棄電機など（廃棄のゲーム機を含む）
- ⑤ アルミを回収するための廃棄電線など
- ⑥ 分解用船舶およびその他変動構造体
- ⑦ 五酸化バナジウムを10%以上含む鉍灰と滓

『商務部、環境保護部、税関総署公告 2009年第8号』（2009年3月2日より実施。  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/200903/20090306099222.shtml>）に基づき、生皮に関する加工貿易政策が調整され、輸入半製品革（商品コード：4104～4106）の輸出製品革への加工貿易業務は認められた。

また、以下の場合には、加工貿易方式による生皮輸入の関連業務も認められる。

- ① 輸入生皮が皮革製品に直接加工され、再輸出されること
- ② 輸入生皮を半製品革または製品革に加工され、直接または税関特殊監督管理地域を経て、さらに区内皮革製品企業によって皮革製品に加工され再輸出されること
- ③ 輸入生皮が半製品革または製品革に加工され、保税區や輸出加工區などの税関特殊監督管理地域へ輸出され、さらに区内企業によって皮革製品に加工され再輸出されること

(2) 制限類商品は、国内外価格差が大きく、技術水準が相対的に低く、エネルギー・資源の消耗が大きく、かつ税関が監督管理しにくい敏感商品である。現在は、一部の冷凍鳥、植物油、糖、ポリエチレン、プラスチック原料、羊毛、綿花、綿糸、綿布、化学繊維原料、鋼材、電子ゲーム機など 500 税目（10 ケタ HS コード）を含む。

『加工貿易制限類目録』（2015年11月25日より実施）  
<http://wms.mofcom.gov.cn/article/zcfb/g/201511/20151101195139.shtml>

また『商務部、税関総署公告 2015年第63号』（2015年11月25日より実施。  
<http://wms.mofcom.gov.cn/article/zcfb/g/201511/20151101195139.shtml>）により、2015年11月25日から、税関は、企業の信用状況に基づき、企業を高級認証企業、一般認証企業、一般信用企業および信用喪失企業に認定する。企業が税関の信用管理分類に従い台帳保証金を納付し、所定の期限内に完成品に加工して輸出し、かつ照合・消込完了手続を行った後、保証金および利息が返還される。

(3) 許可類商品は、禁止類、制限類以外のその他の商品を指し、加工貿易企業がこれらの商品について自主的に加工貿易を展開できる。

## 7. 輸入報告管理

対外貿易経営者は、[1]契約締結後、[2]貨物が出港後、[3]貨物の港への到着後、[4]報告事項に変更があった後、それぞれについて要求された期間内に輸入報告が義務付けられている。

『大口農産品輸入報告と情報公開管理方法（試行）』（2008年8月1日より実施）。

[http://www.gov.cn/gzdt/2008-06/25/content\\_1027187.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2008-06/25/content_1027187.htm))、『輸入報告管理が実施される大口農産物目録』(2008年8月1日より実施。[http://www.gov.cn/gzdt/2008-06/25/content\\_1027193.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2008-06/25/content_1027193.htm))に基づき、大豆、アブラナの種、豆油、パーム油、アブラナ油、豆粕につき輸入報告管理が実施される。

2009年8月1日から、生乳、粉ミルクと乳清も同目録に盛り込まれ、輸入報告管理が実施される。

2011年4月1日から、豚肉とその副産物、牛肉とその副産物、羊肉とその副産物も同目録に盛り込まれ、輸入報告管理が実施される。

2012年6月1日から、オリーブオイル、トウモロコシ酒粕も同目録に盛り込まれ、輸入報告管理が実施される。